

電気通信事業法第27条の3の規律の趣旨の 徹底に向けた取組について

令和3年11月9日 事務局

端末購入プログラムに関するMNO3社に対する要請と各社の取組状況

- 「競争ルールの検証に関する報告書2021」での提言を受け、本年9月17日(金)、MNO3社に対し、「電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について(要請)」を発出。
- 上記要請において、通信料金と端末代金の完全分離の徹底のため、**端末購入プログラムに関する以下の取組を要請**。 ①回線契約者と非回線契約者との間の形式的な提供条件の差異の撤廃(合理的な理由が無い限り2022年6月までに)

②正確な説明、周知の徹底に向けた最大限の努力

- 要請に対する各社からの回答は下表のとおり。**実態については、今後、覆面調査等も実施した上で検証**。
 - (②に係る実施状況については、各社から四半期ごとに報告を受領予定。)

要請に対するMNO3社からの回答

			NTTド⊐モ	KDDI	ソフトバンク
①回線契約者と非回線契約者 との間の形式的な 提供条件の差異の撤廃			(2020年3月に撤廃済)	加入条件の差異(非回線契約者の 未成年者·法人は加入不可) → 来年6月までに解消予定	販売チャネル差異(非回線契約者へ のオンラインでの端末販売未実施) → 本年度中に解消予定
②正確な説明、 周知の徹底 (回線契約は条件でない、通信契約 後もプログラム継続可能等)	代理店関係	現場対応	・スタッフへの再研修・販売マニュアルの見直し	スタッフへの再研修代理店説明資料の見直し重要事項説明書の記載改善	• スタッフへの再研修
		契約 内容	卸売価格が直販価格を下回るよう 端末価格設定を見直し	販売代理店の評価基準及び 奨励金体系の見直し	販売代理店の評価基準及び 奨励金体系の見直し
		監査	・覆面調査等を実施(必要に応じて)	•店舗監査	・外部委託等第三者並びに社内による店舗調査、店頭ツール写真報告
	広告関係		• 広告表示の改善(別紙参照)		
	利用者周知		プログラム加入者へのメール周知 (11月開始予定)	・契約者向けWebサイトの表示改善 ・プログラム加入者へのSMS周知 (準備が整い次第)	プログラム加入者のMyページに記載プログラム加入者へのメール・DM 周知(実施中)
	社会全体の 理解度向上		国民生活センターへの説明、 ITジャーナリスト、メディア等への メール周知	国民生活センター、ITジャーナリスト、 メディア等への説明	国民生活センターへの説明、 ITジャーナリスト、メディア等への メール周知

● 各社において、端末購入プログラムを案内するウェブサイトや、総合カタログ、ポスター等の店頭ツール等を改善。 (回線契約は条件でない旨を明示。)

<広告表示の例(各社ウェブサイト)>



<u>NTTドコモ</u>





ソフトバンク

